

塩竈市広告事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、塩竈市広告事業実施要綱（令和5年8月1日告示第319号。以下「実施要綱」という。）及び塩竈市広告掲載に関する基準（令和5年8月1日庁訓第114号。以下「掲載等基準」という。）に基づく広告事業の実施について一般的事項を定めるものとする。

(広告募集要項の作成)

第2条 実施部局長等は、広告事業を実施しようとするときは、その広告媒体に係る広告の募集要項を作成し、総務部財政課長（以下「財政課長」という。）に通知（別紙様式）するものとする。

2 前項に規定する募集要項には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする。

(1) 広告事業の種別

(2) 広告媒体の名称及び概要

(3) 募集する広告の概要（規格、数量、掲載等の期間、広告掲載料等）

(4) 広告主、広告の内容、デザイン等に関する条件

(5) 広告掲載等（広告物の掲出、事業協賛及びネーミングライツ等を含む。以下同じ。）の申込方法、申込期限及び決定に関する事項

(6) 担当者の所属及び連絡先

(7) その他、広告等の募集に関し必要な事項

3 実施要綱第2条第1号エに掲げる広告事業については、前項に掲げる事項のほか、契約期間中における愛称の変更は原則としてできない旨を記載するものとする。

(広告等の募集)

第3条 広告等の募集（以下「募集」という。）は、広告媒体ごとに随時行うものとする。

2 募集は、原則として公募により行うものとする。

3 市ウェブページ及び広報印刷物等により直接募集するほか、広告代理店等を通じて募集することができるものとする。

4 財政課長は、応募企業等の利便性を図るため、募集に関する情報を一元的に管理し、市ウェブページ等を活用して、広く提供するものとする。

(広告掲載等の申込み)

第4条 広告等への掲載希望者は、広告掲載等申込書を指定する期間内に市長に提出するものとする。

(広告掲載等の決定)

第5条 市長は、前条の規定により広告掲載等の申込みがあったときは、実施要綱、掲載等基準及び募集要項に定めた条件に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 募集した数を越えて申込みがあった場合は、次の各号の順位により決定するものとする。この場合、同順位のものの中では、広告掲載料の総額が最も高いものを優先することができる。

(1) 市内産業の育成、市製品の販売促進、観光振興その他の市内地域経済の活性化に資すると認められるものであって、市内に事業所等を有するものを第一順位とする。

(2) 市内に事業所等を有するものを第二順位とする。

(3) 前二号に掲げる以外のものを第三順位とする。

3 前項の規定にかかわらず、順位の決定方法について募集要項にあらかじめ規定した場合は、その規定を優先して差し支えない。

4 市長は、広告掲載等の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、当該申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 広告等の掲載を可とした申込者と、原則として、当該広告事業の仕様及び条件等を記載した契約書を取り交わすものとする。ただし、広告掲載料が100,000円未満であって、かつ当該広告事業の履行に差し支えないと市長が認める場合には、契約書の作成を省略し、当該広告事業の条件等を記載した承諾書又は請書の提出を求めることにより代えることができるものとする。

2 前項の規定による契約書には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする。

(1) 契約の名称（広告事業の種別及び広告媒体の名称）

(2) 契約金額（広告掲載料）及びその納付に関する事項

(3) 契約保証金に関する事項

(4) 広告等の仕様（広告の内容及びデザイン等に関する条件、広告原稿の形態等）

(5) 広告原稿等の納入場所及び納入期限

(6) 履行遅滞等債務不履行の場合の取扱い

(7) 広告に関する責任の所在及び紛争が生じた場合の解決方法

(8) 契約解除に関する事項

(9) その他、広告事業の実施に関し必要な事項

3 実施要綱第2条第1号エに掲げる広告事業については、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 契約期間中における愛称の変更は原則としてできない旨

(2) 前号について、真にやむを得ない事由により愛称を変更する場合は、市長及び契約者が協議の上、変更の可否について決定する旨

(3) 前号に伴う変更が生じた場合における費用の取扱い

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料については、別に定める。

2 広告主は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を納付するものとする。

3 市長は、広告主が前項に定める期日までに広告掲載料を支払わなかったときは、塩竈市契約規則(昭和45年9月10日規則第21号)第29条で定める違約金の支払いを求めるものとする。

(広告の規格)

第8条 広告の規格については、広告媒体の種別、規格等に応じて、実施部局長等が別に定める。

(広告の作成等)

第9条 市長は、広告主に対し自らの責任及び負担において広告を作成させ、指定の期日までに、指定する形式で、指定する場所に提出させるものとする。

2 市長は前項の規定により広告を作成させる場合は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、あるいは市及び広告媒体の信頼性等を損なうことのないよう、必ず広告主と協議するものとする。

この場合において、当該協議が成立しないときは、広告掲載等を行わないものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したとき、又は実施要綱、掲載等基準及びその他の規定に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その修正を求めることができるものとする。

2 前項の場合において、市長は、広告内容等の修正に要する費用について、広告主に負担を求めるものとする。

(契約の解除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何ら手続を要することなく、当該契約を解除することができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 第9条第2項の規定による協議又は第10条の規定による広告内容又はデザイン等の修正を広告主が行わないとき

2 市長は、前項に規定するもののほか、広告掲載等を継続することが不適切と判断したときは、契約を解除することができるものとする。

3 市長は、前2項の規定により契約を解除したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、その解除の理由が市の責めに帰すべき理由である場合を除き、違約金として広告掲載料（広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額）の10%に相当する額の支払いを求めるものとする。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告掲載等を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定による広告掲載等の取下げは、書面により行わなければならない。

3 市長は、広告主が第1項の規定により広告掲載等を取り下げた場合は、違約金として広告掲載料（広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額）の10%に相当する額の支払いを求めるものとする。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載等を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告事業の内容等が月単位で継続されるようなものである場合、掲載を取り消した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降分の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(事故責任)

第14条 市長は、広告主が市の土地、建物又は工作物等（以下「施設等」という。）に広告物を設置する場合は、広告主に対し、当該施設等の利用者の安全確保に十分な配慮を求めるものとする。

2 市長は、広告主が広告物の落下、破損、倒壊等により施設等又は第三者に損害を生じさせた場合には、広告主に対し、広告主の責任及び負担において賠償することを求めるものとする。ただし、当該事故の発生が市の責めに帰すべき理由の場合は、この限りでない。

(広告代理店等を通じて募集する場合の取扱い)

第15条 第3条第3項の規定により広告代理店等を通じて広告を募集する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 第4条から第6条まで及び第12条の規定については、市が当該代理店等と協議して定める。

(2) 第7条第2項及び第3項、第9条から第11条まで、第13条、第14条並びに第17条の規定については、「広告主」を「広告代理店等」と読み替え準用する。

(裁判管轄)

第16条 広告事業に関して争いが生じた場合には、特段の定めのない限り、仙台地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、市長と広告主双方が協議して解決するものとする。

附則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(別紙様式)

○ ○ 号 外
年号 年 月 日

財 政 課 長 殿

○ ○ 課 長

広告事業の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、広告募集要項（仕様書）を添えて通知します。

記

1. 媒体名

2. 媒体及び広告の規格等 別紙「広告募集要項」のとおり

3. 希望最低価格 _____ 円（消費税込み）

4. 広告等の募集について

(1) 広告等の募集方法

直接公募 ・ 広告代理店扱い（理由 _____）

※いずれかに○印。広告代理店扱いとする場合はその理由。

(2) 広告等の募集期間

年号 年 月 日（ ）から 年号 年 月 日（ ）まで

(3) ホームページ URL

5. 添付書類

(1) 広告募集要項（仕様書）

(2) 媒体見本（印刷物の場合2部。うち1部は広告枠の場所がわかるもの。）

6. 関連して必要となる手続き等及びその他参考となる事項

(例) 行政財産の目的外使用許可申請（申請手数料○○円、使用料○○円/㎡）など

7. 担当者連絡先